

平成 21 年 7 月 10 日

平成 20 年度の案件形成事業に対する環境社会配慮レビュー

日本貿易振興機構
総務部・環境社会配慮審査役
作本 直行

(1) ガイドライン適用初年度にあたり、環境社会配慮組み入れのための各種手続き実施

①応募段階

- ・応募マニュアル書類における環境社会配慮に関する記述
- ・公募説明会における環境社会配慮の事前説明
- ・スクリーニング様式に基づく環境社会影響の有無チェック（担当部と審査役の双方から）及び環境社会配慮関連のコメントの作成
- ・スクリーニング様式に基づき、環境社会配慮担当者の有無確認と調査実施体制を確認
- ・応募段階の各事業者のプレゼン報告に対し、環境社会配慮に関するコメントの提出
- ・案件の審査/専門委員会における外部環境専門家の参加
- ・採択が決定した案件につき、案件の概要と環境影響の有無(スクリーニング結果)をウェブに掲載。

②中間報告/調査実施段階

- ・報告書の執筆方法につき、「注意書き」を作成し、環境社会配慮に関する記述方法の指示又は注意を実施
- ・中間報告段階における環境調査の実施方法へのコメント提出

③調査報告書の作成段階

- ・報告書の質の向上(報告書の文章自体に意味不明箇所や不一致箇所が多くみられる)
- ・報告書のドラフト段階でのチェック
- ・各執筆者に対し、修文・訂正などを具体的に指示。

④報告書の納品後に、ジェトロ・ビジネスライブラリーでの報告書公開と諮問委員会開催

(2) 執筆者に対して行った指導又は指示

①個々の報告書ドラフトが提出された後には、それぞれの文章や表現に対するコメントや注意を実施

②各執筆者に対し実施した指摘の方法

- ・環境社会配慮項目の洗い出しが容易になるように、チェック項目のリスト化(別紙1)
- ・報告書の執筆方法に関する注意書き作成(別紙2)

(3) 報告書作成に際しての具体的注意事項

- ① 公害防止を中心に活動してきた技術系執筆者が多く、比較的新しい分野の社会配慮に関して知識が少なく、期待するとおりの記述が困難な場合がある。応募段階では、調査担当者の執筆能力を確認しきれない。
- ② 出張時の団体行動に制約され、短期間に十分な調査を実施できないことがある。また、現地コンサルの報告書に依存する事例がみられる。
- ③ 担当の執筆者は、必ずしもコンサルなどの調査経験を持った人ばかりでなく、報告書執筆や関連調査に経験の浅い者もいる。
- ④ 相手国の環境アセスメント法規制のクリアに重点を置いた調査を行う傾向が強い。社会配慮が未発達な途上国で関連法規制や基礎データ不足を目前に、調査手法を見失ってしまう事例がみられる。
- ⑤ 環境社会配慮関連の調査を現地コンサル等に外注。同コンサルの英文報告を十分吟味せずに、翻訳利用する事例がみられる。この結果、ジェトロの環境社会配慮の趣旨が十分に伝わらなかったり、環境社会配慮項目への認識が欠如してしまう場合がある。
- ⑥ 執筆者は、自らの執筆箇所に関し、説明責任を要求されることが少ないため、執筆内容や表現に対する責任感が希薄であり、緊張感が少ない場合がある。

以上